

# FASB の動向 (2011年11月～2012年1月)

よしおか とおる  
研究員 吉岡 亨

## FASB、連結の評価における代理人の分析に関する会計基準更新書 (ASU) 案を公表 (2011年11月)

2011年11月4日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、ASU案 (公開草案)「連結 (Topic 810) : 本人・代理人の分析」を公表した。

このASU案は、FASBによる会計基準のコード化体系 (FASB-ASC) Topic 810「連結」を修正し、連結の評価において、意思決定者がその意思決定権限を本人として用いているか、代理人として用いているかを評価するための取扱いを定めることを提案している。

現行の Topic 810 では、変動持分事業体 (VIE) について、VIE に対するパワーと経済性を定性的に評価し、連結の要否を判断することを要求している。ただし、特定の投資ファンドの連結については、代理人分析の規定の整備を待つなどの理由から、この定性的な評価の適用が無期限で延期されている<sup>1</sup>。

本ASU案は、このVIEの連結の評価において、代理人分析の規定を導入して、無期限延期の取扱いを解除し、すべてのVIEについて、修正後の規定のもとでの連結の評価を求めることを提案している。

また、議決権を伴う企業に関する連結の評価についても、非支配株主の解任権と防御権の取扱いを改訂することを提案している。さらに、リミテッド・パートナーシップ (VIEでない場合)の連結の評価において、ジェネラル・パートナーが支配しているとする推定規定を反証する場合の評価に、代理人分析の規定を導入することも提案している。

なお、提案されている代理人分析の内容は、国際会計基準審議会 (IASB) がIFRS第10号「連結財務諸表」において導入したものと、適用範囲に相違はあるものの、概ね類似したものとなっている。コメント期限は、2012年2月15日とされていた<sup>2</sup>。

本ASU案の詳細は、FASBのウェブサイトでご覧できる。

1 ASU第2010-10号「連結 (Topic 810) : 特定の投資ファンドに関する修正」(2010年2月)によるもの。

2 当初のコメント期限は2012年1月17日とされていたが、同時期に公表されている投資会社や投資不動産企業のASU案 (公開草案) とともに、コメント期限が延期されていた。

## FASB、非公開企業と非営利組織に関するプロジェクトをアジェンダに追加 (2011年11月)

FASBは、2011年11月9日、非営利組織に関する財務報告を改善するための2つのプロジェクト（基準設定と調査に関するプロジェクト）をアジェンダに追加することを発表した。また、2011年11月29日には、非公開企業と非営利組織について、公正価値測定の開示の軽減又は削除の実行可能性を評価するためのプロジェクトをアジェンダに追加することも発表した。

前者の2つのプロジェクトの追加は、FASBの諮問グループの1つである非営利組織諮問委員会（NAC）からの提言を反映したものである。基準設定プロジェクトは、非営利組織に固

有の財務諸表と注記に焦点を当て、純資産の区分などの再検討を行う。調査プロジェクトは、非営利組織が、その財務状況を説明する際の伝達手段などの調査を行うことが予定されている。

後者の公正価値測定の開示に関するプロジェクトの追加は、2011年10月に開催された非公開企業に関する円卓会議で受け取ったコメントに基づくものである。公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の開示について、非公開企業と非営利組織にとっての必要性を評価することなどが予定されている。

## FASB、収益認識に関する再公開草案を公表 (2011年11月)

2011年11月14日、FASBは、IASBと共同で、収益認識に関する改訂ASU案（再公開草案）「顧客との契約から生じる収益」を公表した。

FASBは、IASBとともに、収益認識に関する基準を改善し、収斂を図るため、2010年6月に最初のASU案（公開草案）を公表している。その後、寄せられたコメントの検討を経て、多くの修正がなされ、収益認識という領域の重要性に鑑み、提案内容の再公開を行うことが決定され、今回、再公開草案として公表された。

この再公開草案は、収益認識のコアとなる原則とその達成手順について、基本的に、当初の公開草案における提案の多くを維持している。財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で、顧客への財・サービスの移転を描写するように収益を認識する、というコア原則に基づき、次の5つの手順で収益を認識することが提案されている。

① 顧客との契約の識別

- ② 契約に含まれる別個の履行義務の識別
- ③ 取引価格の決定
- ④ 別個の履行義務に対する取引価格の配分
- ⑤ 履行義務の充足による収益の認識

今回の再公開草案で新たに追加・修正された提案（当初の公開草案からの変更）には、主に次のようなものがある。多くは、実務への適用を考慮し、提案内容の明確化を図るものとされている。

- 履行義務が一定期間にわたって充足される場合を判断するための要件の追加
- 別個の履行義務を識別する際の、財・サービスが区別できるかどうかの判定要件の簡素化
- 回収可能性について、取引価格の調整を求める提案の削除（代わりに、回収不能見込額を、収益に隣接して表示する規定を提案）
- 財・サービスの移転とその支払いの時期が1年以内である場合に、取引価格の割引計算を求める規定の削除

- 変動対価の見積りにおいて、「最も発生の可能性が高い金額」の使用の認容
- 製品保証に関する提案の簡素化（履行義務とならず、引当金とする場合の明確化）
- 不利な履行義務の検討対象の限定（1年超の一定期間にわたって充足される履行義務のみ対象）

発効日は、2015年1月1日以降開始する事業年度より早くなることはないとされている。また、早期適用を認めないことが提案されている（IASBは早期適用を認めることを提案）。コメント期限は、2012年3月13日とされていた。

この再公開草案の詳細は、FASBのウェブサイトで閲覧できる。

## FAF、FASBのボード・メンバーの再任を発表（2011年11月）

2011年11月15日、FASBの上部組織である米国財務会計財団（FAF）は、FASBの現ボード・メンバーであるラッセル・G・ゴールドデン（Russell G. Golden）氏とローレンス・W・スミス（Lawrence W. Smith）氏の再任を決定したことを発表した。両者は、2012年7月1日から5年の任期でボード・メンバーを引き続き務めることになる。

ゴールドデン氏は、2008年から2010年9月までFASBのテクニカル・ディレクターとして務め、2010年10月にFASBのボード・メンバーとして指名されている。また、スミス氏は、FASBで5年間ディレクターとして務めた後、2007年7月にFASBのボード・メンバーに指名されている。

## FAF、コンドースメント・アプローチに関するコメントを提出（2011年11月）

2011年11月15日、FAFは、米国証券取引委員会（SEC）が「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組込みに関する検討のためのワーク・プラン」（2010年2月公表）の一環として、2011年5月26日に公表したスタッフ・ペーパー「考えられる組込み方法の探究」に対するコメント・レターを提出したことを発表した。

このコメント・レターでは、FAFの評議員会によるIFRSの組込みに関する見解が示されている。投資家に焦点を当てた高品質の国際的な財務報告基準の開発のための適切な進路として、米国会計基準にIFRSを組み込むアプローチを支持するとし、そのうえで、スタッフ・ペーパーで提示されたIFRSの組込方法（通称、

コンドースメント・アプローチ）をより精緻にするための多くの修正が提案されている。

FAFは、このコンドースメント・アプローチに対する米国の利害関係者が考えている懸念として、以下の点を挙げている。

- 米国会計基準の設定が国際的な組織に移行し、米国の資本市場で投資家保護を継続的に確保するSECの能力を低下させる。
- 重要な権限を早い段階で国際的なガバナンス体制に移すことになり、米国の資本市場をリスクにさらすことになる可能性がある。
- 米国の基準設定主体の役割と影響力を低下させ、米国及びその他の地域における財務報告基準の品質に影響を及ぼす可能性がある。

このような懸念に対処するため、FAFは、

コンドースメントの枠組みにおける考え方を受け入れつつ、予見可能な将来での現実的な目標は、共通の一組の国際的な基準に基づく、最も発展した資本市場の間での比較可能性の高い財務報告基準の達成であるとし、米国の資本市場における財務報告と基準設定に関する主権を維持し、SEC と FASB の影響力のある役割を維持する、以下のようなアプローチを提示している。

- IASB の基準設定活動に対する米国の積極的な関与と支援の確保（FASB のメンバーがオブザーバーとして IASB の審議に参加する権利を持つことなど）
- 国際的な基準と IASB の基準設定プロセスの評価のための適切な規準の設定（基準が改善するか、少なくとも財務報告の品質を維持することを示す可能性のある要素として、投資家第一主義、独立した基準設定などがある）

- MoU 項目等の完了後、FASB は、投資家や他の利害関係者とともに、残りの重要な米国会計基準と IFRS との差異のレビューを行うプロセスに着手する。
- FASB が、組込みの基準を満たす国際基準に対して、独立した基準設定主体としての権限を維持する。IASB のアジェンダでは取り上げられない場合や国際的なガイダンスが適時に提供されないなどの場合に、FASB 自身がアジェンダを設定する権限やガイダンスを提供する権限を維持する。

この FAF のコメント・レターの全文は、FAF のウェブサイトで見ることができる。また、ASBJ のウェブサイト（周辺情報＞国際関係情報＞その他）に、このコメント・レターの抄訳も掲載している。

## SEC、2つのスタッフ・ペーパーを公表（2011年11月）

2011年11月16日、SECは、「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組込みに関する検討のためのワーク・プラン」（2010年2月公表）の一環として、次の2つのスタッフ・ペーパーを公表した。

- 「米国会計基準とIFRSの比較」
- 「IFRSの実務に関する分析」

「米国会計基準とIFRSの比較」のスタッフ・ペーパーは、米国会計基準とIFRSとの間で重要な差異のある規定に焦点を当て比較し、具体的な例を挙げ、SECスタッフによる考察を示している。比較の結果、米国会計基準は、一般に、IFRSよりも詳細かつ具体的な規定を含んでおり、IFRSとの間の次の根本的な差異の存在を考慮する必要があるとしている。

- IFRSは、全業種の取引に適用される広範な原則を定め、具体的な指針は限定的で、ま

た、一般的な原則に対する例外が定められている。

- FASBとIASBの概念フレームワークの間には、権限の水準及び資産・負債の定義と認識を含む根本的な差異がある。

「IFRSの実務に関する分析」のスタッフ・ペーパーは、IFRSに準拠して財務諸表を作成している36業種、183社の直近の年次財務諸表を対象に、実務におけるIFRSの適用に関する分析結果が示されている。分析対象とした企業の財務諸表は、概ねIFRSの規定に準拠しているように見受けられたが、次のような点も把握されたため、今後の検討が必要であるとの分析結果を示している。

- 対象領域全体を通じ、財務諸表の透明性と明瞭性をさらに強化し得る。
- IFRSの適用の多様性が、各国間、業種間の

財務諸表の比較を困難なものとしている。

この2つのスタッフ・ペーパーは、ワーク・プランの一環として2011年5月に既に公表されたスタッフ・ペーパー「考えられる組込み方法の探究」に続くものである。

これらのスタッフ・ペーパーの全文は、SEC

のウェブサイトで閲覧できる。また、ASBJのウェブサイト（周辺情報＞国際関係情報＞その他）に、それらの仮訳も掲載している。なお、「IFRSの実務に関する分析」のスタッフ・ペーパーについては、本誌166頁を参照されたい。

## FASB 議長及び SEC 主任会計士、AICPA 年次全国会議で講演（2011年12月）

2011年12月6日、FASBのレスリー・F・サイドマン（Leslie F. Seidman）議長は、米国公認会計士協会（AICPA）主催のSEC及び米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）の動向に関する年次全国会議の中で、国際的な会計基準と非公開企業の会計をテーマにスピーチを行った。また、前日の12月5日には、同会議の中で、SEC主任会計士のジェームズ・L・クロッカー（James L. Kroeker）氏が、IFRSの組込みなどをテーマにスピーチを行った。

サイドマン議長からは、国際的な会計基準に関するスピーチの中で、これまでのIASBとのコンバージェンスの進展や、IFRSの組込みに関して、FAFがSECに対して提出したコメント・レターの要旨の説明がなされた。FAFは、2011年5月のスタッフ・ペーパーで示されたエンドースメントのアプローチを概ね支持しつつ、一部、修正や明確化の提案も行っていることが説明された。また、非公開企業に関するスピーチでは、アウトリーチや円卓会議など多くの取組みを行っていることが説明され、基準設定プロセスにおいて、どのような場合に、非公

開企業に関する修正や例外を設けるべきか判断する際の分析の必要性が強調された。

また、クロッカー氏からは、グローバルな会計基準に関するスピーチの中で、SECによるIFRSの組込みに関する経緯や、FASBとIASBとの間のMoUプロジェクトの進展についての説明がなされた。また、当初、2011年中とされていたIFRSの組込みに関する決定に触れ、ワーク・プランで示されていたSECスタッフによる最終報告書の公表時期について、追加で数か月程度（a few additional months）の時間を要する、との見解が示された。さらに、IFRSの組込みについて、強固で永続的な枠組みを設けることが重要であるとし、その枠組みが備えるべき要素などが示されている。

サイドマン議長のスピーチの全文は、FASBのウェブサイトで、クロッカー氏のスピーチの全文は、SECのウェブサイトで閲覧できる。なお、ASBJのウェブサイト（周辺情報＞国際関係情報＞その他）に、両氏のスピーチの一部についての抄訳を掲載している。

## FASB、累積為替換算調整額に関する親会社の会計処理を明確化するASU案を公表（2011年12月）

2011年12月8日、FASBは、ASU案（公開草案）「連結（Topic 810）：在外子会社にお

ける非営利活動又は事業である資産グループの売却又は譲渡に伴う累積為替換算調整額に関す

る親会社の会計処理」を公表した。

本 ASU 案は、2011 年 11 月の発生問題専門委員会 (EITF) の会議でコンセンサスに達した論点についての公開草案であり、一定の場合における累積為替換算調整額の損益への振替について、現行の FASB-ASC Subtopic 810-10「連結一全体」と Subtopic 830-30「外貨換算一財務諸表の換算」のいずれを適用するかについての実務の不統一を解消するため公表されたものである。

連結グループの在外子会社における「非営利活動又は事業に該当する資産グループ」(以下「資産グループ」という。)について、親会社がこの資産グループの支配を有しなくなった場合(ただし、実態が不動産の売却又は石油・ガスの鉱物権利の譲渡の場合を除く)、Subtopic 810-10 では、親会社にこの資産グループの認

識を中止し、同時に関連する累積為替換算調整額の損益への振替を求めている。一方、Subtopic 830-30 では、それらの処理は、在外子会社への投資の売却又は清算が完了(又は実質的に完了)した場合にのみ、認められる。

本 ASU 案では、このような場合、資産グループについて、Subtopic 810-10 の規定を適用することを要求することとし、実務の不統一の解消を図ることを提案している。

本 ASU 案では、発効日は示されていないが、発効日より後に生じる認識の中止に関する事象から、将来に向かって適用することが提案されている。

コメント期限は 2012 年 2 月 6 日とされていた。

なお、本 ASU 案の詳細は、FASB のウェブサイトでご覧できる。

## FASB、ASU 第 2011-10 号を公表 (2011 年 12 月)

2011 年 12 月 14 日、FASB は、2011 年 11 月の EITF 会議における最終合意に基づき、ASU 第 2011-10 号「有形固定資産 (Topic 360) : 実質的な不動産の認識の中止一範囲の明確化」を公表した。

本 ASU は、子会社が実質的には不動産とみなせるような場合に、その子会社の連結除外の評価における実務の不統一に対処するため、FASB-ASC Topic 360「有形固定資産」と Topic 810「連結」を改訂するものである。実質的に不動産とみなせる子会社について、そのノンリコース債務の不履行の発生によって、親会社が当該子会社の支配を有しなくなる場合には、Topic 810 にのみ従って連結除外とするのではなく、Topic 360 における認識の中止に関する規準(不動産の法的な権利の譲渡がなされ

ているか等)を適用し、当該子会社における不動産やノンリコース債務の認識の中止の判断を行う必要があることを明確化している。なお、2011 年 7 月に公表された公開草案からの大きな変更はない。

本 ASU は、公開企業について、2012 年 6 月 15 日以降に開始する事業年度(その事業年度の四半期報告期間を含む)に発生する連結除外を生じさせる事象から将来に向かって適用される。また、非公開企業については、2013 年 12 月 15 日より後に終了する事業年度及びその後の四半期報告期間と事業年度に発生する連結除外を生じさせる事象から将来に向かって適用される。早期適用も認められる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトでご覧できる。

## FASB、ASU 第 2011-11 号を公表 (2011 年 12 月)

2011 年 12 月 16 日、FASB は、ASU 第 2011-11 号「貸借対照表 (Topic 210) : 資産及び負債の相殺に関する開示」を公表した。

現行の米国会計基準における資産と負債の相殺規定は、IFRS の規定との間で相違があり、利用者から、財政状態計算書上の表示金額に重要な差異が生じているため、比較可能性の改善を早急に行うべきとの要請がなされていた。その要請に対処するため、FASB は、IASB と共同で、現行の開示を強化することに合意し、この ASU が公表された。

なお、IASB から、同日、金融資産と金融負債との相殺表示に関する IFRS 第 7 号「金融商品 : 開示」の改訂が公表されている。

FASB は、当初、現行の相殺表示に関する要件を IASB との間で収斂させるため、2011 年 1 月に公開草案を公表し、共通の提案を行っていた。しかし、寄せられたフィードバックを考慮し、FASB は、現行の相殺規定を維持することを決定し、開示規定のみの収斂を図ることとなった結果、この ASU が公表されることとなった。

本 ASU は、強制可能なマスター・ネットティング契約における商品又は類似の取決め (例えば、デリバティブ、レポ (買戻条件付売却)、リバースレポ及び証券貸付契約) を対象とし、それらについて、企業に、次の定量的情報の開示を要求している。

- ① 相殺表示前の認識した資産・負債の総額
- ② 財政状態計算書上で相殺された金額
- ③ 財政状態計算書上で表示された純額
- ④ マスター・ネットティング契約又は類似の契約の対象となっているが、相殺要件を満たさないため、②に含まれていない金額
- ⑤ ③から④を控除した純額

なお、この定量的情報は、他の様式がより適切となる場合を除き、表形式で開示することが求められている。

本 ASU は、2013 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度 (その事業年度の四半期報告期間を含む。) から適用され、遡及適用が必要となる。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、ASU 第 2011-12 号を公表 (2011 年 12 月)

2011 年 12 月 23 日、FASB は、ASU 第 2011-12 号「包括利益 (Topic 220) : ASU 第 2011-05 号におけるその他の包括利益累計額からの組替項目の表示の修正に関する発効日の延期」を公表した。

2011 年 6 月に公表された ASU 第 2011-05 号「包括利益 (Topic 220) : 包括利益の表示」では、その他の包括利益を持分変動計算書で表示する選択肢を削除し、包括利益を単一の計算書

か、連続した 2 つの計算書のいずれかで表示することとしている。また、その他の包括利益累計額から純利益への組替調整の影響について、注記による開示の選択肢を削除し、純利益とその他の包括利益の構成要素ごとに計算書上で表示することが求められることとなった。しかし、この組替調整に関する新たな表示規定について、関係者から、コスト負担や複雑性に関する懸念が寄せられたため、本 ASU では、それ

らの表示規定の適用を延期し、組替調整の影響を注記で開示することも認めることとしている。

本 ASU の発効日は、ASU 第 2011-05 号の発効日と同じである。すなわち、公開企業については、2011 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度（及びその期間に含まれる四半期報告期間）から、非公開企業については、2012 年 12 月 15 日より後に終了する事業年度及びその

後の四半期報告期間と事業年度から適用される。

FASB は、2011 年 11 月 8 日にこの取扱いに関する ASU 案（公開草案）を公表（コメント期限は 11 月 23 日）しており、公開草案の内容から大きな変更はない。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、収益認識に関して FASB-ASC を修正する公開草案を公表（2012 年 1 月）

2012 年 1 月 4 日、FASB は、ASU 案（公開草案）「収益（Topic 605）：顧客との契約から生じる収益—FASB 会計基準コード化体系（FASB-ASC）に対する修正案」を公表した。

本 ASU 案は、2011 年 11 月に公表した収益認識に関する再公開草案の対になる文書であり、再公開草案に含まれていなかった現行の FASB-ASC に対して予定される追加・修正箇

所が、業種別のガイダンスを含め、多岐の Topic にわたり、具体的に示されている。追加・修正の内容自体は、再公開草案の内容と基本的に同じである。

コメント期限は、再公開草案と同じ 2012 年 3 月 13 日とされていた。

本 ASU 案の詳細は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FAF、不確実な税務ポジションに関する基準の適用後レビュー報告書を公表（2012 年 1 月）

2012 年 1 月 12 日、FASB の上部組織である FAF は、2006 年 6 月に FASB が公表した解釈指針第 48 号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」（以下「FIN 第 48 号」という。）<sup>3</sup> に関する適用後レビュー報告書を公表した。

FAF の評議員会は、2010 年 11 月に、FASB と政府会計基準審議会（GASB）の基準設定プロセスの有効性評価の一環として、適用後レビューの実施のためのプロセスを発表している。この適用後レビューの目的は、基準が所定の目的を達成しているかどうかを決定し、導入時と

その後の遵守のコストと便益を評価し、基準設定プロセスの改善を提案することとされている。評議員会は、適用後レビューの初回の対象として、FIN 第 48 号を選択していた。

本レビュー報告書は、FAF のレビュー・チームによる FIN 第 48 号の調査の結果として公表されたものである。利用者、作成者、会計実務家、学界、規制当局からのインプットを受け、調査が行われた。報告書では、FIN 第 48 号の評価について、次の概括的な結論に達したとしている。

3 なお、現在は、FASB-ASC Topic 740「法人所得税」に組み込まれている。



- 法人所得税の不確実性について、FIN 第 48 号の導入により、以前よりも多くの情報が報告されている。
  - 不確実な税務上のポジションは、FIN 第 48 号の指針を用いて、以前よりも整合的に認識され、測定されている。
  - 法人所得税の不確実性に関する情報は、FIN 第 48 号の公表以降、より関連性がある。
  - 結果として、FIN 第 48 号による整合性の改善と法人所得税の不確実な情報に関する報告の改善は、そのコストを上回っている。
- 報告書にはまた、一部の利害関係者から寄せられた FIN 第 48 号の改善に関する懸念（例えば、センシティブな不確実性に関する情報の開示、経営者の判断に依存する測定の不整合性など）も含まれている。

上記の懸念を受け、レビュー・チームは、基

準設定プロセスの改善に関して、FASB に、主として、次の点を提案している。

- アジェンダや初期の審議段階での利用者のインプットを促進する取組みを継続すべき。
- 各基準に、新たなガイダンスの必要性や、検討した有用な財務情報の標準的な特徴に関する十分な議論を含めるべき。複数の代替案から1つの原則を採用した場合には、その採用理由を説明すべき。
- 各基準に、新たなガイダンスの便益や、関連するコスト、便益とコストの評価方法を含めるべき。
- 基準案の再公開について、所定の方針と手続に一貫して従うべき。

この報告書の全文は、FAF のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、耐用年数を確定できない無形資産の減損テストを簡素化する ASU 案を公表 (2012 年 1 月)

2012 年 1 月 25 日、FASB は、ASU 案（公開草案）「無形資産—のれん及びその他（Topic 350）：耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト」を公表した。のれん以外の耐用年数を確定できない無形資産（例えば、商標やライセンスなど）について、現行の減損テストの簡素化を提案している。

2011 年 9 月、FASB は、ASU 第 2011-08 号「無形資産—のれん及びその他（Topic 350）：のれんの減損テスト」を公表し、のれんの減損テストについて、定性的な評価を導入し、従前の 2 段階の減損テストの複雑性とコスト負担の懸念に対処している。

このアウトリーチの過程で、多くの利害関係者から、のれん以外の耐用年数を確定できない無形資産の減損テストについても同様の懸念が

あることが示された。本 ASU 案は、この懸念に対処するため、ASU 第 2011-08 号と同様に、減損テストの実施に際して、企業に、定量的な評価の前に、定性的な要因に基づく評価の選択肢を認めることとしている。この場合、定性的な評価により、資産の公正価値がその帳簿価額を下回っている可能性がそうでない可能性よりも高いと判断されない限り、その後のテストの実施は不要となり、当該無形資産の公正価値の算定も求められないことになる。

本 ASU 案は、2012 年 6 月 15 日より後に開始する事業年度に実施される年次及び四半期ごとの減損テストから適用され、早期適用も認められる。

本 ASU 案の詳細は、FASB のウェブサイトで見ることができる。

## FASB、IASB との間で金融商品の分類及び測定モデルの差異の削減を検討することに合意 (2012年1月)

2012年1月27日、FASBは、同日のIASBとの間の合同会議において、金融商品の分類及び測定に関するそれぞれのモデルについて、その差異を削減する方法を検討するため、共同で再審議を行うことに合意したことを発表した。

この議論は、FASBにとって、金融商品に関するASU案(2010年5月公表)に関して継続して行われている再審議の一部を構成することとなる。一方、IASBは、IFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2010年10月修正)の範囲を限定した変更を行うプロジェクトの一環として、これらの議論を検討することになる。

FASBは、IASBと共同で、金融商品の分類及び測定モデルの主要な側面をより揃えることを目的として、次の差異について議論を行い、それぞれの基準の修正案を公表するか決定する予定とされている。

- 商品の契約上のキャッシュ・フローの特性
- 金融資産の区別の必要性和区別の根拠
- 第3の分類カテゴリー(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品)の根拠と範囲
- 上記による派生的な影響(例えば、開示又は金融資産についての決定を踏まえた金融負債のモデル)